

別記様式第1号（第2条関係）

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用状況（令和3年度）（単位：人）

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	7	0	7
事務職	7	0	7
技術職	0	0	0

2 退職の状況（令和3年度）（単位：人）

区 分	定 年 退 職	早 期 退 職	そ の 他						合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	
一般行政職	2	0	1	0	0	0	0	0	3

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職
- (2) 早期退職 任免権者が行う定年前早期退職募集に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

別記様式第1号の2（第2条関係）

職員の人事評価の状況報告書

地方自治法第23条の2の規定に基づく人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績の評価）を実施し、評価結果を任用、給与、分限等の基礎として活用するとともに、適切な指導等を行い組織としての人材育成を図っている。

1 実施方法

能力評価及び業績評価で構成しており、内容・評価期間等は次のとおりである。

区分	内容・評価期間
能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行において発揮された職員の能力を評価する。 【評価期間】 10月1日～翌年9月30日
業績評価	期首にあらかじめ設定した業績目標の達成度を評価する。 【評価期間】 前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～翌年3月31日

2 対象職員

全職員（公益法人等への派遣職員及び臨時職員等を除く。）

3 評価者

次のとおり対象職員の上位の管理職員を評価者とし、さらに部局内で調整を行うものとして実施した。

部 局	被評価者	評価者	調整者	決定者
町 長 部 局	部・次長職	副町長	—	任命権者
	課 長 職	部・次長職	副町長	
	課長補佐職以下	課長職	部長職	
教育委員会	課 長 職	教育長	—	任命権者
	課長補佐職以下	課長職	教育長	
農業委員会	課 長 職	総合支所長	副町長	任命権者
	課長補佐職以下	課長職	副町長	
議 会	課 長 職	総務部長	副町長	任命権者
	課長補佐職以下	課長職	総務部長	

4 評価結果の開示等

人事評価の結果は、被評価者の開示を行うとともに、評価の根拠となった事実に基づき指導及び助言を行う。

5 研修等

評価者の評価能力向上のため「評価者研修」を、人事評価制度の運用向上のため、「人事評価研修」を実施した。

6 評価結果の活用

人事評価の結果は、昇給・勤勉手当の成績区分・任用の決定に活用した。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
2年度	人 8,494	千円 8,531,544	千円 84,149	千円 1,393,311	% 16.3	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

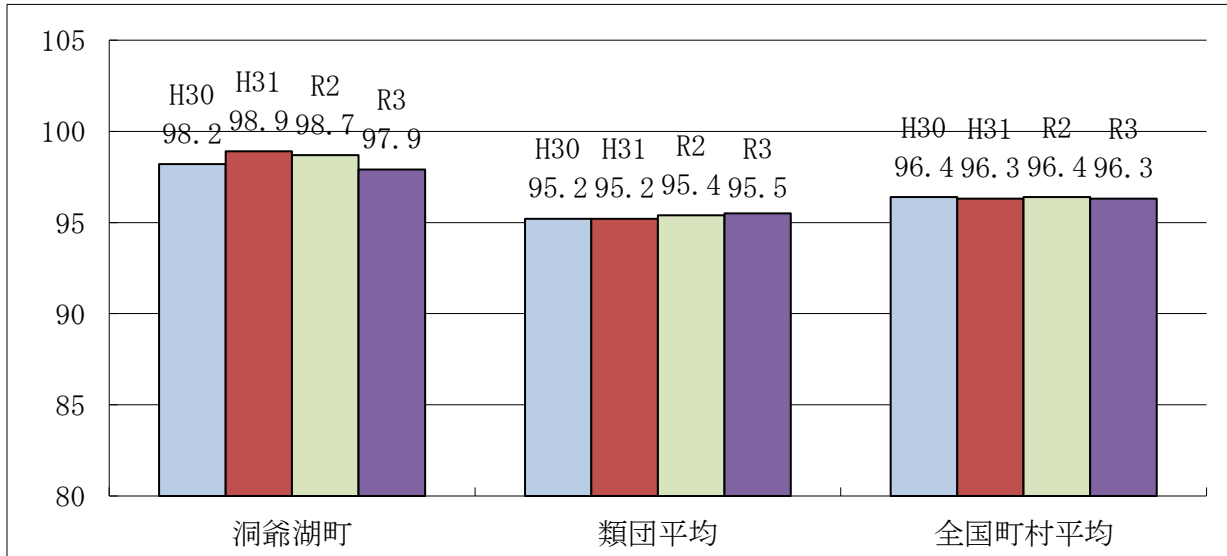
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
2年度	人 130	千円 478,947	千円 83,243	千円 184,972	千円 747,162	千円 5,747	千円 5,433

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

(注) 2 職員数については、4月1日現在の職員数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。）

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 地域手当補正後ラスパイレス指数を括弧書きで表示することとなっているが、地域手当の支給がなく補正前ラスパイレス指数と同数となるため、表示していない。

(注) 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	—	—	—	—	改訂なし	改訂なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	—	—	—	—	4.45月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、据え置き。高齢層については、最大4%の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 給与法に定める割合により支給。(令和2年度の支給実績なし)
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、通勤手当及び単身赴任手当について、国と同様(管理職員特別勤務手当の支給額は、国の半額)に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
洞爺湖町	42.9歳	315,791円	374,923円	351,176円
北海道	42.9歳	319,400円	388,468円	361,587円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.7歳	298,866円	347,066円	324,778円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		洞爺湖町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	270,200円	該当なし	360,833円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	346,150円

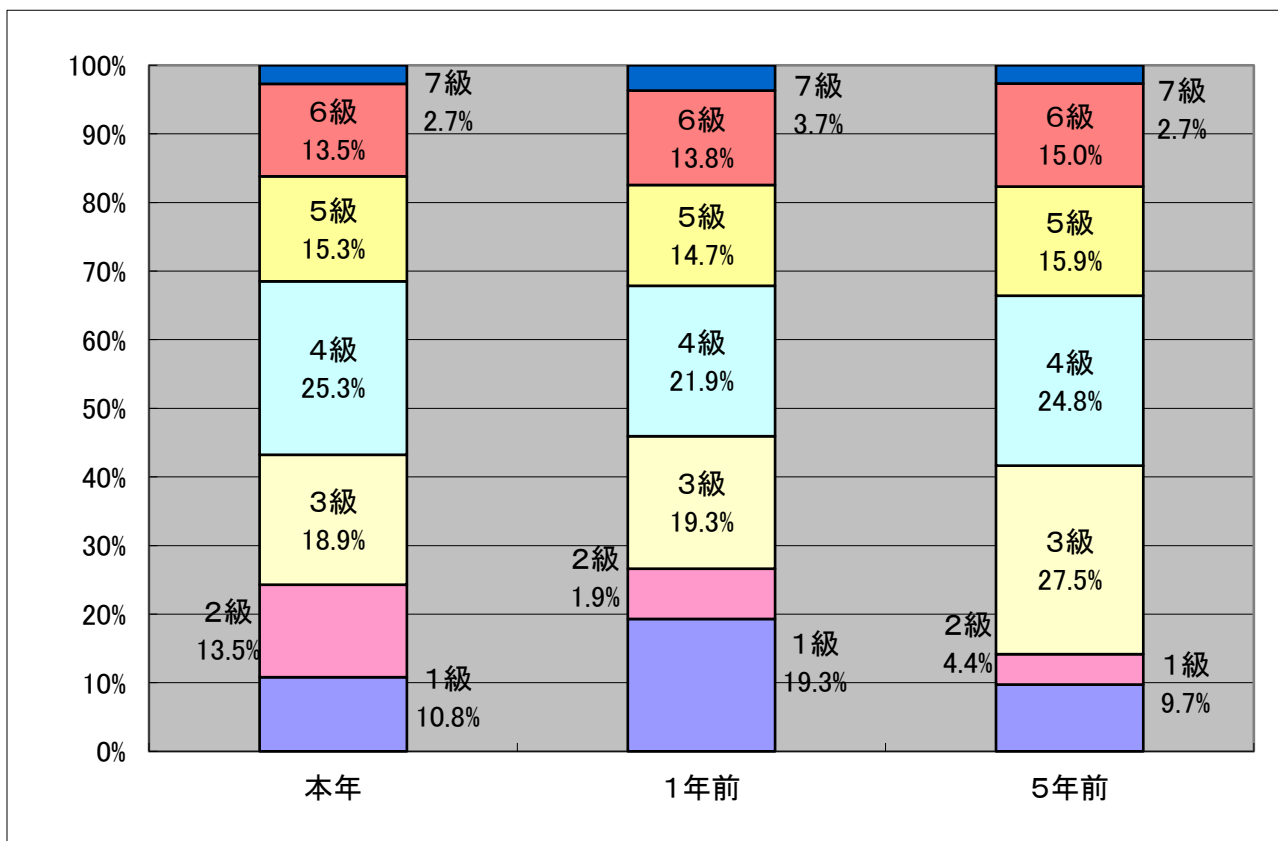
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

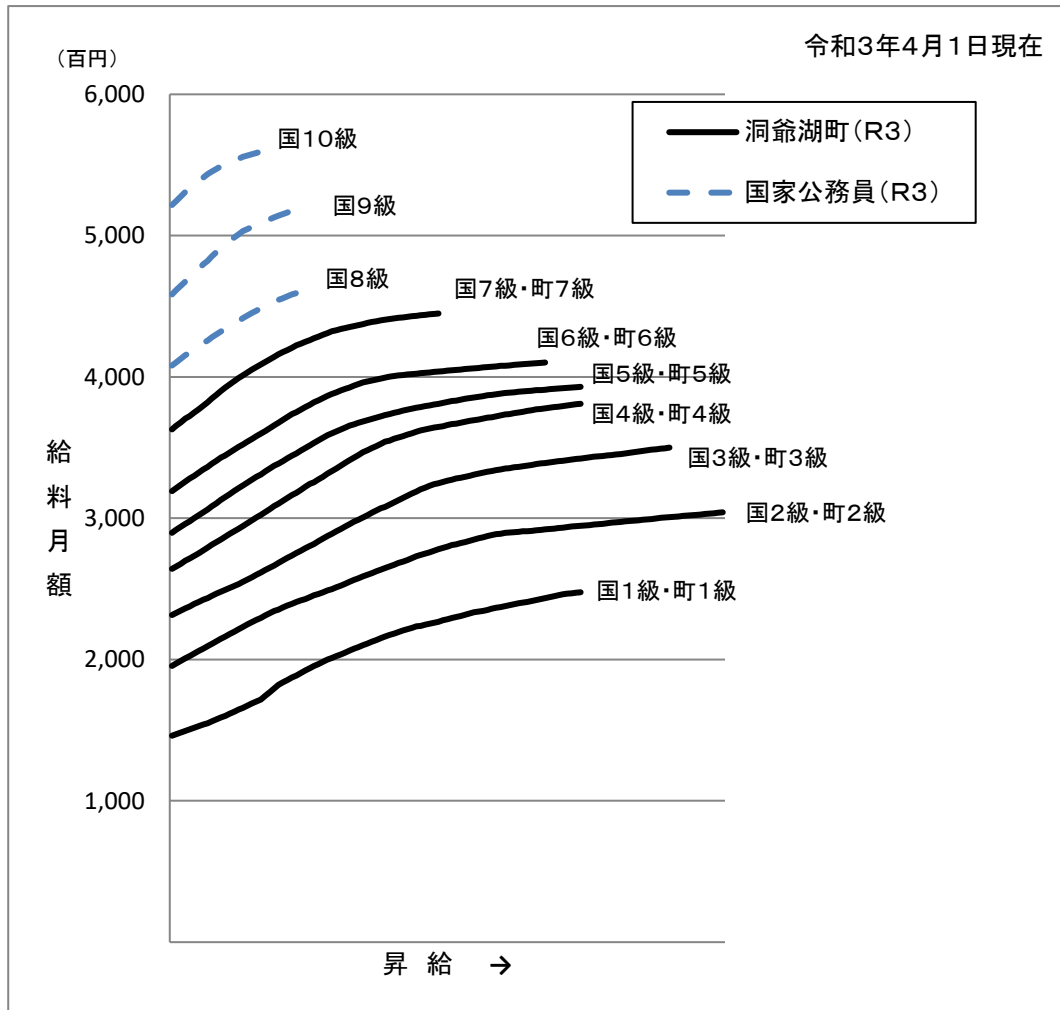
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	係員の職務	12人	10.8%	144,100円	247,600円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	15人	13.5%	194,000円	304,200円
3級	主任の職務	21人	18.9%	230,000円	350,000円
4級	係長の職務	28人	25.3%	263,000円	381,000円
5級	課長補佐の職務	17人	15.3%	288,900円	393,000円
6級	課長の職務、次長の職務	15人	13.5%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務	3人	2.7%	362,900円	444,900円

(注) 1 洞爺湖町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (洞爺湖町)

令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用		管理職		一般職	
ア 人事評価結果を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
イ 人事評価結果を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

洞爺湖町		北海道		国	
1人当たり平均支給額（2年度）		1人当たり平均支給額（2年度）		—	
1,422千円		1,648千円		—	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月	1.90月	2.55月	1.90月	2.55月	1.90月
（1.45月）	（0.90月）	（1.45月）	（0.90月）	（1.45月）	（0.90月）
（加算の措置状況）		（加算の措置状況）		（加算の措置状況）	
職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%～15%		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（洞爺湖町）

令和3年度中における運用		管理職		一般職	
ア 人事評価結果を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
イ 人事評価結果を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

洞 爺 湖 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度	47.709月	47.709月	最高限度	47.709月	47.709月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	87千円	22,577千円	（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		
（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給額 (2年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)		128,400円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)		42,800円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)		2.3%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円
昇降機点検手当	従事した職員	昇降機の点検	1台 190円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	11,382,105円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	118,563円
支給実績 (前年度決算)	17,581,735円
職員1人当たり平均支給年額 (前年度決算)	189,050円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (2年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～74,300円を支給(月額)	同じ		24,923,760円	673,615円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給(月額)	同じ		14,603,000円	270,426円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給(月額)	異なる	支給対象下限額及び手当支給上限額を国基準より引き下げている。	11,629,042円	276,882円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～31,600円を支給	同じ		4,149,220円	64,832円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額30,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,800円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		10,394,339円	81,845円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		4,947,308円	54,970円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円(1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円)を、平日深夜に勤務を命じられた職員に対し、1回3,000円を支給	異なる	支給額を国の半分としている。	27,000円	9,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	807,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			850,000円 /	306,000円
	副 町 長	653,000円	710,000円 /	490,000円
報 酬	議 長	284,000円	356,000円 /	205,000円
	副 議 長	233,000円	320,000円 /	175,000円
	議 員	185,000円	300,000円 /	155,000円
期 末 手 当	町 長	(2年度支給割合)	4. 4 5月	
	副 町 長	(2年度支給割合)	4. 4 5月	
	議 長	(2年度支給割合)	4. 4 5月	
	副 議 長	(2年度支給割合)	4. 4 5月	
	議 員	(2年度支給割合)	4. 4 5月	
退 職 手 当		(算定式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	$807,000円 \times 在職年数 \times 5.126$	16,546,728円	任期毎
	副 町 長	$653,000円 \times 在職年数 \times 3.234$	8,447,208円	任期毎
	備 考			

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

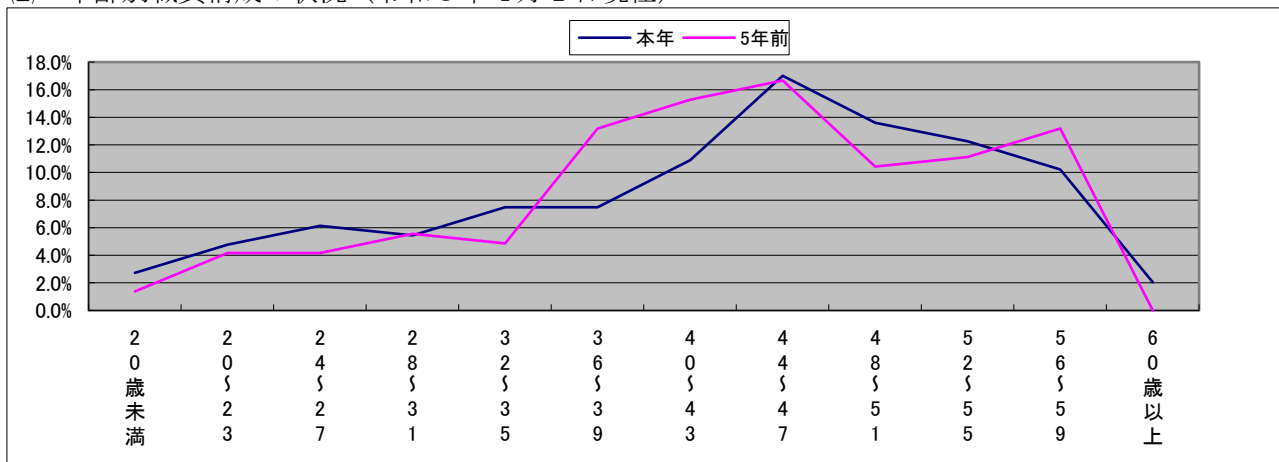
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2人	2人	-	
		総 務	35人	36人	1人	
		税 務	5人	5人	-	
		民 生	25人	24人	△1人	
		衛 生	15人	16人	1人	
		農林水産	8人	8人	-	
		商 工	15人	17人	2人	
		土 木	7人	6人	△1人	
		計	112人	114人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.89人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 115.14人)
	教育部門	15人	16人	1人		
小 計	127人	130人	3人	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 137.25人)		
公営企業等 会計部門	水 道	3人	3人	-		
	下水道	4人	4人	-		
	その他	10人	10人	-		
	計	17人	17人	-		
合 計			144人 〔194〕	147人 〔194〕	3人 〔0〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.06人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳)	24歳) 27歳)	28歳) 31歳)	32歳) 35歳)	36歳) 39歳)	40歳) 43歳)	44歳) 47歳)	48歳) 51歳)	52歳) 55歳)	56歳) 59歳)	60歳) 以上	計
職員数	4人	7人	9人	8人	11人	11人	16人	25人	20人	18人	15人	3人	147人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	
一般行政	107	104	110	108	112	114	7 (6.54)
教 育	19	18	17	16	15	16	△ 3 (△ 15.79)
消 防	—	—	—	—	—	—	— —
普通会計 計	126	122	127	124	127	130	4 (3.17)
公営企業会計 計	18	19	19	17	17	17	△ 1 (△ 5.56)
総 合 計	144	141	146	141	144	147	3 (2.08)

(4) 等級別基準職務表の区分ごとの職員数等(令和3年4月1日現在)

等級	基準となる職務	人数	割合	内訳		職制上の段階		
				職名	人数	人数	割合	段階
1級	定型的な業務を行う職務	17人	11.6%	主事	13人	34人	23.1%	係員級
				保育士	4人			
				計	17人			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	17人	11.5%	主事	15人	34人	23.1%	係員級
				保健師	1人			
				保育士	1人			
				計	17人			
3級	主任の職務	30人	20.4%	主任	21人	30人	20.5%	主任級
				主任保健師	2人			
				主任学芸員	2人			
				保育士主任	3人			
				主任校務員	2人			
				計	30人			
4級	係長の職務	38人	25.9%	主査	34人	38人	25.9%	係長級
				保育所副所長	4人			
				計	38人			
5級	課長補佐の職務	24人	16.3%	主幹	19人	24人	16.3%	補佐級
				専門官	1人			
				保育所所長	4人			
				計	24人			
6級	次長の職務、課長の職務、会計管理者	18人	12.2%	課長	15人	18人	12.2%	課長級
				参事	1人			
				センター長	1人			
				会計管理者	1人			
				計	18人			
7級	部長の職務	3人	2.0%	部長	2人	3人	2.0%	部長級
				総合支所長	1人			
				計	3人			
合 計		147人	100%					

7 公営企業職員の状況（水道事業）

(1) 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める職員	(参考)
	A	実質収支	B	給与費比率 B/A	30年度の総費用に占める職員給与費比率
2年度	千円 237,211	千円 7,727	千円 18,065	% 7.62	% 6.96

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
2年度	人 3	千円 12,440	千円 879	千円 4,746	千円 18,065	千円 6,022	千円 6,045

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注) 2 職員数については、令和3年3月31日現在の職員数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。）

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

特記事項

--

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
洞爺湖町	46.3歳	345,555円	501,805円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

洞爺湖町	洞爺湖町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（2年度） 1,582千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,422千円
(2年度支給割合)	(2年度支給割合)
期末手当 2.55月	期末手当 2.55月
勤勉手当 1.90月	勤勉手当 1.90月
(加算の措置状況)	(加算の措置状況)
職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15%	職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15%

② 退職手当（令和3年4月1日現在）

洞 爺 湖 町			洞爺湖町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	87千円	22,577千円
（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）			（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給額（2年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	0人	0%

(5) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		0.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円
昇降機点検手当	従事した職員	昇降機の点検	1台 190円

(6) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	199,196円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	66,398円
支給実績（前年度決算）	124,862円
職員1人当たり平均支給年額（前年度決算）	62,431円

(7) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (2年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～74,300円を支給(月額)	同じ		0円	0円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給(月額)	同じ		498,000円	166,000円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給(月額)	異なる	又給対象下限額及び手当支給上限額を国基準より引き下げている	0円	0円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～31,600円を支給	同じ		102,100円	51,050円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額30,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,800円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		277,600円	92,533円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
日直手当	日直勤務を命じられた職員に1回4,200円を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円(1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円)を、平日深夜に勤務を命じられた職員に対し、1回3,000円を支給	異なる	支給額を国の半分としている。	0円	0円

別記様式第3号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00 ～ 13:00	-	土・日

備考1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき
条例で定められた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後
5時30分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職
員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
5,614日	1,589日	151人	10.5日

備考1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、
当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職
員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計であ
る。

別記様式第4号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 分限処分の状況（令和3年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号 第2項第1号	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者		0	0	0	0
合計		0	0	1	1

備考1 職員のうち、地方公務員法及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第20号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（令和3年度）

（単位：件）

処分内容	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	2	1	2	0	5

別記様式第 5 号（第 2 条関係）

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の状況（令和 3 年度）

営利企業等の従事許可申請	申請件数	許可件数
営利企業等従事	0 件	0 件

備考 地方公務員法第 38 条及び洞爺湖町職員服務規程（平成 18 年洞爺湖町訓令第 17 号）第 19 条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

別記様式第 5 号の 2 (第 2 条関係)

職員の退職管理の状況報告書

課長職以上の職にあった職員が、退職後 2 年以内に再就職する場合は、元職員からの働きかけを規制するとともに、町への届出を義務付けており、再就職の届出状況については、次のとおりである。

再就職の届出状況 (令和 3 年度)

退職年度	届出件数
	0 件

別記様式第6号（第2条関係）

職員の研修の状況報告書

1 研修の状況（令和3年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
専門能力研修	法務実務研修	一般職員	1	3名
	採用1年後研修	一般職員	1	18名
	新規採用職員研修	新規職員	1	4名
	レジリエンス研修	一般職員	1	3名
職場内研修	コンプライアンス意識の向上と未然防止	係長職以上	1	119名
	ハラスメント防止及び管理・監督者研修	主任職以下	1	8名

※ 例年実施している外部機関等での研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（令和3年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断（会計年度任用職員含む。）	113名
	総合健康診断	112名
	脳ドック健診	5名
	ストレスチェック（会計年度任用職員含む。）	219名

※ 福祉協会への公費負担等について

洞爺湖町は、道内の市町村職員の福祉の増進と生活の安定のため相互共済を図る「北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。

この組織は、加入する市町村職員の掛金と公費からの支出により運営されています。令和3年度の洞爺湖町の公費の負担状況は下記のとおりです。

加入する互助会の名称	公費補助総額（率）	一人当たりの 交付負担額
北海道市町村職員福祉協会	411千円（50%）	2,777円

注 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（令和3年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（（2）において同じ）。

(2) 通勤災害（令和3年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該当	通勤災害 非該当		
0	0	0	0	0	0

別記様式第8号（第3条関係）

勤務条件に関する措置の要求の状況報告書

（令和3年度）

区 分	前年度末 現在未処 理件数	措 置 要 求 件 数	処 理 件 数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理 件 数	今年度の措 置要求件数 に係る処理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
給 与	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
勤務時間	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
休 暇	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、公平委員会に対して措置要求がなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。

別記様式第9号（第3条関係）

不利益処分に関する不服申立ての状況報告書

（令和3年度）

区分	前年度末 現在未処 理件数	不服申立 て件数	処理件数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理件数	今年度の不 服申立て件 数に係る処 理件数	年度末現 在未処理 件数
分限処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
懲戒処分	(0)	(2)	(2)	(0)	(2)	(0)
転任	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(2)	(2)	(0)	(2)	(0)

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「不服申立て件数」は、公平委員会に対して不服申立てがなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。